

決算常任委員会総括質疑順位

令和3年（2021年）10月28日

発言時間(答弁時間を含む)

- | | | | |
|---|-------|---------------|-------|
| 1 | 野田 泰弘 | (公 明 党) | 50分以内 |
| 2 | 塩見みゆき | (日 本 共 産 党) | 60分以内 |
| 3 | 澤田 直己 | (自由民主党絆の会) | 50分以内 |
| 4 | 斎藤 晃 | (大阪維新の会・吹田) | 40分以内 |
| 5 | 五十川有香 | (市民と歩む議員の会) | 20分以内 |

令和3年10月
決算常任委員会

発 言 通 告 書

令和3年 10 月 22 日

吹田市議会決算常任委員会委員長 矢野 伸一郎 様
会 派 名 公明党

吹田市議会決算常任委員会委員 野田 泰弘

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<p>一、 提言後の消防庁舎における働きやすい職場環境の整備について【消防本部、市長】</p> <p>一、 緊急事態宣言での判断・予算の執行権限について【市長】</p> <p>一、 留守家庭児童育成室について【地域教育部、児童部、市長】</p> <p>一、 中学校給食について【学校教育部、市長】</p> <p>一、 高齢者フレイル等予防推進事業等について【福祉部、健康医療部、市長】</p> <p>一、 児童虐待を防ぐ取り組みについて【児童部、市長】</p> <p>一、 コロナ禍における水道部の職員研修について【水道部、市長】</p> <p>一、 道路や歩道の維持管理について【土木部、市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月22日（金）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和3年10月
決算常任委員会

発 言 通 告 書

2021年 10 月 22日

吹田市議会決算常任委員会委員長 矢野 伸一郎 様
会 派 名 日本共産党

吹田市議会決算常任委員会委員 塩見みゆき

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
新型コロナウイルス感染症対応と市独自の対策についての総括を市長に問う【市長】	

備考・発言通告書の提出期限は、10月22日（金）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

令和3年10月
決算常任委員会

発言通告書

令和3年10月22日

吹田市議会決算常任委員会委員長 矢野 伸一郎 様

会 派 名 自由民主党絆の会

吹田市議会決算常任委員会委員 澤田 直己

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総括質疑
質問方式	一問一答方式
発言の要旨	
<p>●市立吹田サッカースタジアム周辺における受動喫煙対策と、荒れ果てた健都の惨状について (タバコやごみのポイ捨て、トイレ内での喫煙、受動喫煙、違法駐輪、青空酒場、ボヤ騒ぎ等) 【健康医療部・環境部・土木部・副市長・市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月22日(金)午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

発言通告書

令和3年10月22日

吹田市議会決算常任委員会委員長 矢野 伸一郎 様
会 派 名 大阪維新の会・吹田
吹田市議会決算常任委員会委員 齋藤 晃

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総括質疑
質問方式	一問一答方式
発言の要旨	
<p>1. 建築指導事業について</p> <p>(1) 各部署において許認可・指定・届出等を扱う事業・施設・設備等にかかる安全性、関係法令への適合性と既存ストックの活用について。【都市計画部、消防本部、健康医療部、福祉部、児童部、市長】</p> <p>2. まちづくり計画事業（景観、屋外広告物）について</p> <p>(1) 本市が推進する景観・屋外広告物行政、規制誘導への公共施設・公共空間での適合性について。【都市計画部、総務部、都市魅力部、土木部、市長】</p> <p>3. 動物愛護事業について</p> <p>(1) 本市が推進する動物愛護関連事業における市民理解・合意形成、関係部署の協力体制について。【健康医療部、市民部、土木部、環境部、市長】</p> <p>4. 各種入札・契約における情報公開について</p> <p>(1) 各種入札・契約にかかる内容・明細・金額についての開示について。【市長】</p> <p>5. 全庁的な欠勤状況について</p> <p>(1) 欠勤者数が異常と思われる部署が確認されたが全庁的な状況と原因・対応について。【副市長、市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月22日（金）午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。

発 言 通 告 書

2021年 10月 22日

吹田市議会決算常任委員会委員長 矢野 伸一郎 様

会 派 名 市民と歩む議員の会

吹田市議会決算常任委員会委員 五十川 有香

次のとおり発言したいから、吹田市議会決算常任委員会に関する運営要領第13条第2項、第7項及び第8項の規定により通告します。

発言の種類	総 括 質 疑
質問方式	一 問 一 答 方 式
発 言 の 要 旨	
<p>1. 地域住民居場所づくり活動補助金交付事業 事業実績・評価を踏まえた関係部局との検討が十分にできなかった要因と当該事業の市長の評価等について【市長・副市長】</p> <p>2. いじめ重大事態案件と市長の関わりおよび情報の透明性について【市長】</p> <p>3. 委託事業の契約状況の徹底した確認体制と積算根拠のあり方等について (休日急病診療所等分科会質疑を踏まえて)【市長・総務部・行政経営部】</p> <p>4. 吹田市の各事業におけるバリアフリー吹田市民会議の活用の必要性について 【副市長・土木部・その他該当部署】</p> <p>5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防による各事業のとりやめによる市民生活への影響の検証等の必要性について【市長・副市長】</p> <p>6. 保健所の人員体制等、新型コロナ対策の全庁的な取組み及び中核市移行による人員体制について【副市長・総務部・健康医療部】</p> <p>7. 行政手続法及び行政手続条例における「審査基準」の作成及び公表について【行政経営部・環境部・都市計画部等その他該当部署】</p> <p>8. 市長自身のコロナ影響下における市民の声を聞く姿勢について【市長】</p>	

備考・発言通告書の提出期限は、10月22日(金)午後3時までです。

・発言の要旨の記載は、所管部(室・課)が分かるように具体的に記入してください。